

平成 26 年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

公益社団法人全国市有物件災害共済会

平成26年度通常理事会議事録

1 日 時 平成27年1月23日（金） 13時30分～14時27分

2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号

日本都市センター会館「オリオン」（5階）

以下の理事は、Web会議システム（インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム）により参加した。

生島典明（札幌市副市長室）

田宮正道（名古屋市副市長室）

玉田敏郎（神戸市副市長室）

高田晋（熊本市応接室）

3 理事総数及び定足数 理事現在数 21名 定足数 11名

4 出席理事 16名

生島典明、石井周悦、稻葉信義、浮揚庸夫、小笠原憲一、加藤昭彦、
小林一三、高井徹、高田晋、玉田敏郎、田宮正道、能海広明、
福田紀彦、丸口邦雄、村上龍一、山崎和夫（五十音順）

（欠席）浅井文彦、岡田政勝、木村正樹、貞刈厚仁、西藤公司（五十音順）

5 出席監事 監事現在数 1名 監事氏名 遠藤幸子

6 議題

【決議事項】

議案第23号 助成規程の一部を改正する規程の制定について

議案第24号 平成27年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額
の決定について

議案第25号 平成27年度事業計画書について

議案第26号 平成27年度収支予算書等について

議案第27号 職務権限規程の一部を改正する規程の制定について

議案第28号 建物総合損害共済業務規程の全部を改正する規程の一
部を改正する規程の制定について

議案第29号 自動車損害共済基本業務規程の全部を改正する規程の

- 一部を改正する規程の制定について
議案第30号 自動車損害共済総合業務規程の全部を改正する規程の
一部を改正する規程の制定について
議案第31号 日本都市センター会館の中長期更新計画等の見直しに
ついて
議案第32号 理事長の利益相反取引に係る承認について

【報告事項】

- 報告第5号 代表理事の職務執行の状況について
報告第6号 監事監査規程の一部を改正する規程の制定について

7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数の確認等

福田紀彦理事長（以下この議事録において「福田理事長」という。）より挨拶を行い、Web会議システムを使用し、当該理事会を実施することの説明を行った。なお、各会場間で音声及び映像が双方向で伝わる環境となっていることについて、当該理事会開始の直前に本会事務局（以下この議事録において「事務局」という。）で確認を行った。

議事の開始に先立ち事務局より、定款第33条第1項本文に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、事務局に本会理事会の定足数について確認をさせたところ、事務局からは、合計16名の出席があり、定款第34条第1項に定める定足数を充足している旨の報告を行った。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

議長は、議事に入る旨を宣言し、議事録署名者について、定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事及び監事が行う旨を告げ、議案の審議に入った。

なお、議案第32号に限り、福田理事長が定款第34条第1項に定める決議について特別の利害関係を有する理事に該当し審議に参加できないため、定款第33条第1項ただし書き及び理事会等運営規程第6条第1項に基づき、議長を福田理事長から村上龍一理事長職務代理者に交代した。

議案の審議については、浮揚常務理事の議案説明後、議長が採決をとる

形式で行われた。

【決議事項】

ア 議案第23号「助成規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第23号について、次のとおり説明を行った。

定款第4条第1項第5号に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」として、助成規程に基づき他団体が実施する事業に対し協助金の交付を行っているが、協助金の額は、助成規程第4条第2項において消防・防災施設整備事業等資金融資資産受取利息（以下この議事録において「受取利息」という。）の額の範囲内で決定することとされている。

しかしながら、今後この受取利息のみでは、次の理由により助成事業の実施ができない可能性が見込まれる。

(ア) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業（以下この議事録において「融資事業」という。）の融資利率は、国の財政融資資金貸付金利を基準として設定しているが、昨今の金利の低下に伴い、平成24年度以降は昭和30年度の事業開始以来最も低い利率となっていること。

(イ) 受取利息は、公益社団法人移行後の平成25年度から、協助金並びに防災専門図書館費及び都市防災推進セミナー関連費用に充てている。「利子収入、協助金等及び收支の推移」表では、融資事業の受取利息は平成20年度をピークに平成27年度にはほぼ半減する見通しであり、平成27年度には、收支がマイナスとなる見通しであること。

なお、協助金については、各団体事業との調整を図り、平成25年度をピークに減額を図っており、次の議案第24号で審議いただくが、平成27年度の協助金の総額（2億2,000万円）は、平成25年度（2億7,500万円）に比べて20%の減額を予定している。

(ウ) 現行金利水準が継続する前提で試算した「融資受取利息の将来推計」表では、今後も受取利息は年々減少する見通しであること。

このため、こうした近年の著しい低金利に対応するため、融資事業の受取利息の範囲内とする基本的な方針は堅持した上で、助成規程第4条第2項の協助金の額の決定方法について「受取利息の範囲内の額を基本

として決定する。」ことに改め、平成27年1月23日より施行したい旨の説明を行った。

議案第23号について、次のとおり質疑応答が行われた。

丸口理事 「低金利の時代のため、助成の原資が減少してきている現状は理解するし、助成対象団体は、本会と関係の深い団体であり、対象事業も本会の目的に合致することから今まで協助金の交付を行ってきており、今後も交付を行うことになると考えるが、何らかの歯止めは必要なのではないかと思われる。そこで次の3点について質問をしたい。

1つ目は、今回の規程の改正は、歴史的ともいえる低金利水準の状況に対応するための緊急避難的なものであって、いずれ金利が回復すれば、融資事業の受取利息の範囲内に戻すという考え方でよろしいのか。

2つ目は、「利子収入、協助金等及び收支の推移」表の平成27年度収支欄では、約3,200万円の収支不足となっているが、それに対する財源は具体的にはどのようなものを想定しているのか。

3つ目は、受取利息の収入見通しが厳しい中、今後も協助金の減額について関係団体と協議が必要ではないかと考えているが如何か。

浮揚常務理事 「1つ目については、受取利息の額の範囲内で決定することを基本方針として堅持しつつ、現下の金利の低水準に対応するために、協助金の額は、「受取利息の範囲内の額を基本として決定する。」ことに改めることをお願いするものである。今後金利が上昇し、受取利息も増加すればこれまで通り、その範囲内で協助金を決定することとしたいと考えている。

2つ目については、平成27年度予算ベースで収益事業から公益目的事業への繰入金が約6,900万円あるため、この繰入金を平成27年度の財源として想定している。

なお、受取利息は「融資受取利息の将来推計」表にあるように、平成28年度以降も厳しい状況が見込まれる。毎年度、予算を審議する理事会において、助成対象事業の承認と協助金の額の決定をお諮りすることとなっているので、平成28年度以降は、その中で、受取利息の収入見通し、収益事業からの繰入金等、財源の考え方などについて説明をしてまいりたい。

3つ目については、助成対象団体へは、本会が長年にわたって協助金を交付してきた経緯があり、また、助成対象団体の事業の運営上からも協助金の急激な減額は、現実的ではないことから今回の提案に至ったものである。

平成27年度については調整を図った結果、2つの団体の協助金の申請額を減額していただいた。

今後も、各団体に対し本会の状況をご説明し、減額も含めて協議・調整を図ってまいりたいと考えている。」

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第24号「平成27年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について」

議案第24号について、次のとおり説明を行った。

平成27年度の助成については、5団体（全国市長会、全国市議会議長会、公益財団法人日本都市センター、公益財団法人日本消防協会及び一般財団法人日本防火・防災協会）から申請があり、申請総額が2億2,000万円であるが、各団体で実施予定の助成対象事業が、本会の目的に合致し、また、各団体が、当該事業を実施する基礎を備えていると判断し、申請のとおり決定し協助金を交付したい旨の説明を行った。

なお、融資事業の受取利息を充てることとしている協助金及び防災専門図書館費等の予算上の收支が約3,200万円不足することとなるが、収益事業の繰入金を財源として充てたい旨を説明した。

議案第24号について、次のとおり質疑応答が行われた。

田宮理事 「議案第24号の上から15～16行目の「以上の団体に

関しては、本会の公益社団法人移行認定時において、行政
庁により公益認定要件に合致したものとされている。」との
記載の意味を教えてほしい。また、14行目の「(5)一般
財団法人日本防火・防災協会」については、一度公益財団
法人になった後に一般財団法人になったとの理解で良いの
か。」

浮揚常務理事「内閣府において、公益法人が行う公益目的事業としての
助成は、応募型助成と非応募型助成の両方を認めている。

本会は、公益社団法人への移行認定申請にあたり、5団
体への協助金の交付を行う助成事業について、非応募助成
で行う旨の説明を行い、内閣府より公益目的事業として認
められた。

したがって、質問の記載は、本会が助成事業として行っ
ている5団体に対する協助金の交付が、公益目的事業である
ことを内閣府から認められたとの主旨の説明をしたもの
である。

なお、(5)の一般財団法人日本防火・防災協会につい
て従前は、財団法人日本防火協会であったが、内閣府から
一般財団法人への移行認可を受け、平成25年4月に一般
財団法人に移行した。

当該法人は、助成規程の第3条第2号イに規定する「一
般財団法人」に該当するため、協助金の交付対象団体とし
てきているもので、ご理解いただきたい。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ウ 議案第25号「平成27年度事業計画書について」

議案第26号「平成27年度収支予算書等について」

議案第25号及び議案第26号について、次のとおり一括して説明を
行った。

議案第25号は、全ての事業において、公益社団法人として、「都市で
生活、活動する人々のセーフティネットの役割」を担うことにより、地

方自治の発展と住民福祉の向上に寄与し、会員市、共済委託団体はもとより住民の信頼を得るよう努力するとの観点に立ち策定した事業計画について説明した。

続いて議案第26号は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律において定められている公益目的事業における収支相償の要件を満たし、定款及び業務方法書等の規定に従った収支予算となっていることを説明した。引き続き、共済基金分担金の法人会計への充当額は、業務方法書に適合する旨を、また、「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」の記載内容について説明した。

審議の結果、議案第25号及び議案第26号はいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第27号「職務権限規程の一部を改正する規程の制定について」 議案第27号について、次のとおり説明を行った。

本規程は、役員の職務権限及び職員の専決事項等を規定しているが、これを以下のとおり改正し、併せて関連規程を改正する。

(ア) 職務権限規程

a 規程本文の改正

事案の専決権の委譲（第10条）を受けることができる職員に課長を加え、事案の決定の臨時代行等（第11条）の事後決裁の対象者に課長代理を加える。

b 別表の改正

現行の別表が煩雑であるため、全部改正を行って整理するとともに、権限の下部委譲、事案の加除等を行う。

(イ) 関連規程

別表の改正に伴い、次の規程等の関連箇所を改正する。

なお、bの規則については、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく取扱いとするよう併せて改正を行う。

- a （公益社団法人全国市有物件災害共済会）事務局設置規程
- b （公益社団法人全国市有物件災害共済会）職員就業規則
- c 職員の分限及び懲戒に関する規程

d (公益社団法人全国市有物件災害共済会) 会計処理規程

e 小口現金の運用方法

(ウ) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第28号「建物総合損害共済業務規程の全部を改正する規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第28号について、次のとおり説明を行った。

本規程は、昨年5月の通常理事会において全部改正をしたが、更に一部の事項について改正の必要が生じたため、次の改正を行う旨の説明を行った。

(ア) 支払額の計算

共済責任額が共済の目的の価額に満たない一部共済の建物が全損となつた場合の災害共済金の支払額の計算に当たっては、比例てん補による計算を行わずに共済責任額を全額支払うよう改正する。

(イ) 共済委託の手続き

共済委託団体が、共済委託申込書を本会に提出する期限を「共済期間始期日の前日」に改め、申込開始前に共済期間が遡及する事態を解消する。

(ウ) 施行期日は、全部改正と同日の平成27年4月1日とする。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

カ 議案第29号「自動車損害共済基本業務規程の全部を改正する規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第30号「自動車損害共済総合業務規程の全部を改正する規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第29号及び議案第30号について、次のとおり一括して説明を行った。

両規程は、昨年5月の通常理事会において全部改正をしたが、更に一部の事項について改正の必要が生じたため、次の改正を行う旨の説明を行った。

(ア) 公務外運転等の免責

危険薬物等の影響による事故を免責条項に追記する。

(イ) 共済委託の手続き

共済委託団体が、共済委託申込書を本会に提出する期限を「共済期開始期日の前日」に改め、申込開始前に共済期間が遡及する事態を解消する。

(ウ) 災害時における自動車の貸与に係る取扱い

これまで実務的に行っていた取扱いの根拠を明確化するため、規定を追加する。

(エ) 施行期日は、全部改正と同日の平成27年4月1日とする。

審議の結果、議案第29号及び議案第30号はいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

キ 議案第31号「日本都市センター会館の中長期更新計画等の見直しについて」

議案第31号について、次のとおり説明を行った。

(ア) 中長期更新計画等見直しの経緯

特定資産に計上している減価償却引当資産及び営繕積立資産は、本会が公益社団法人に移行する際に「資産取得資金」として遊休財産から控除した結果、公益法人認定法第16条に規定する「遊休財産の保有制限」に抵触しないこととなり公益認定を受けた。

その際、本会が平成18年度に策定した中長期更新計画等に基づき、「資産取得資金」に係る資料を作成し、内閣府へ提出したが、当該計画と平成26年度の資産取得予定額に大幅な乖離が生じたため、当該計画の見直しを行う必要があり、理事会の承認を得たうえで、内閣府に所要の手続きを行いたい。

(イ) 中長期更新計画等の見直しの内容

再算定した中長期更新・修繕計画に基づき作成した、減価償却引当資産に係る中長期更新計画の変更案及び営繕積立資産に係る中長期修繕計画の変更案を説明し、これら変更案に基づき、内閣府に必要書類を提出する旨の説明を行った。

なお、中長期更新計画等は、今後も必要に応じて見直しを行い、理

事会の承認を求める予定であるとの説明を行った。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ク 議案第32号「理事長の利益相反取引に係る承認について」

議案第32号について、次のとおり説明を行った。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条及び理事会等運営規程第18条の規定に基づき、福田理事長が市長を務める川崎市と本会が建物総合損害共済及び自動車損害共済委託契約並びに消防・防災施設整備事業等資金融資契約による取引を行うことについて、本会の業務規程及び融資規程に基づき他団体と同一の条件で契約を行っており、取引における裁量の余地が極めて少ないものであるが、ガバナンスをより確かなものとするため、取引の相手方（川崎市）及び内容等を開示し、理事会の承認を得たい旨の説明を行った。

なお、期間は、当該議案の決議の日から平成28年3月31日までの間とするものである。

審議の結果、決議について特別の利害関係を有する出席理事（福田理事長）を除く他の出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

【報告事項】

ア 報告第5号「代表理事の職務執行の状況について」

平成26年5月1日から平成26年12月31までの代表理事3人の職務執行の状況について別紙様式「代表理事の職務執行報告」に基づき下記の事項等について報告を行った。また、代表理事3人のいずれも理事会の承認を要しない利益相反行為について無いことを報告した。

記

- ・定款に基づく会議（総会、理事会）の招集
- ・人事・採用関連
- ・職員の給与に関する規程の一部改正
- ・高額（1件1,000万円以上）な建物総合損害共済及び自動車損害共済の災害共済金の支出決定

イ 報告第6号「監事監査規程の一部を改正する規程の制定について」

遠藤監事より、本会は、監事の職務執行の補助機関として監査補助員を

設けているが、この監査補助員の任免及び監査補助員が行う代表理事の職務の補助内容については、監事と理事会が指定する代表理事が協議することと監視監査規程第22条に規定されていたが、実務上の取扱いに合わせて、これを「常務理事」に改め、平成27年4月1日より施行する旨を報告した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、14時27分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は、記名捺印する。

平成27年1月23日

代表理事 福田紀彦 

代表理事 村上龍一 

代表理事 浮揚庸夫 

監事 遠藤幸子 

